

船橋市施設等利用給付認定子ども現況届の提出について

【重要】4月～6月の請求時に必要なもの

施設等利用費の請求には、通常の請求書類の他に
改めて保育を必要とする事由が継続しているか確認書類の提出が必要となります。

【必要書類】

(1) 船橋市施設等利用給付認定子ども現況届 (第13号様式)

(2) 施設等利用給付認定の要件 (保育を必要とする事由) に応じた証明書類 (「R2年度版 認可外利用者向け案内」のP8をご覧ください)。
※令和2年4月1日以降に変更申請をして、その際に提出済の方の分は不要です。

(3) 施設等利用費請求書 (第1号様式)

(4) 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 (第2号様式)

(5) 令和2年度非課税証明書 (3号認定者のうち、令和2年1月1日時点で市外にお住まいだった方)

万一、認定事由が変更している場合は、速やかに船橋市施設等利用給付認定内容変更申請書 (第14号様式) をご提出ください。

・現況届の提出が不要の方

令和2年4月1日以降に初めて施設等利用給付認定2,3号を受けた方は今年度の提出は不要となります。今年度は、施設等利用費請求書、領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書をご提出ください。
来年度の請求の際に現況届を併せてご提出ください。

第12号様式	船保認第号 令和年 月 日
船橋市施設等利用給付認定可否決定通知書	
様	
船橋市長 松戸徹	
令和年 月 日付で申請のあった施設等利用給付認定について、下記のとおり決定したので通知します。	
① 認定する	現在の認定事由
施設等利用給付認定 保護者	住所
	氏名
	生年月日
小学校就学前子ども	氏名
	生年月日
施設等利用給付認定番号	
保育を必要とする事由	就労
施設等利用給付認定の区分	2号認定
施設等利用給付認定の有効期間	令和元年10月1日～令和年 月 日
2 認定しない	
理由	
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長になります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対するが裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。	
〒273-8501 船橋市港町2丁目10番25号 船橋市 保育認定課 TEL 047-436-2329	

【お問い合わせ先】

船橋市 子育て支援部 保育認定課 TEL 047-436-2328